

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会・第4回理事会議事録

日時：平成21年5月13日（水）13:30～16:30

場所：県庁4階 第3会議室

出席（役員）：中野義勝、エコガイドカフェ（猪澤也寸志）、沖縄県文化環境部自然保護課（久田友弘）、環境省那覇自然環境事務所（小林靖英）、後藤亜樹、中谷誠治、NPO法人沖縄エコツーリズム推進協議会（平井和也）、日本サンゴ礁学会（中野義勝）、NPO法人沖縄県ダイビング安全対策協議会（横井仁志）、泡瀬干潟を守る連絡会（代理・屋良）、沖縄県衛生環境研究所（城間博正）

委任状：西平守孝、桜井国俊、寺田麗子、鹿熊信一郎、渡嘉敷ダイビング協会（平田春吉）、有限会社コーラルクエスト（岡地賢）、WWF ジャパン（安村茂樹）、中山恭子

役員23名中、上記10名（副会長、理事8名、監査役1名）の出席者および8名の委任状（会長、理事6名、監査役1名）により、成立要件である理事の過半数を満たしたので成立、内容を協議し決定した。（第4回理事会の議事録署名は久田理事、中谷理事が行うこととなった。）

1) 各委員会からの報告等 各委員会からの報告等

資金調達委員会

- ・委員会として人員が少ないため、人員を確保する必要がある。さらなる委員委嘱は、会員用メーリングリストを利用して募ってはどうかと提案があった。
- ・申し出のあったアパレル会社（フリーズインターナショナル）からの寄付を受けられるように、調整をすすめ、経過を随時MLで報告することを確認した。

広報委員会

- ・ホームページ上で平成20年度事業としてアンケートを実施し、結果を公表している。21年度の事業（沖縄県のサンゴ礁についての現状取りまとめ）として、アンケートの募集と公開を継続する。国環研実施のサンゴマップ事業と連携してはという提案があった。
- ・自然保護課の平成20年度事業として、リーフレットを作成した。配布に関して、理事の協力等をお願いする。
- ・中谷理事から広報委員への就任表明があった。

企画委員会

- ・平成21年度の活動計画の中で、サンゴ礁保全についての提案が計画されているが、今

のところ特に進んでいない。

運営委員会

- ・平成 20 年度事業の国際サンゴ礁年 2008 の検証及び継承として、サンゴ礁年 2008 推進委員会のメンバー等とともに、海辺の環境教育フォーラムにおいて会合を開き、ポストサンゴ礁年の協働を確認した。
- ・旧事務局木村さんの運営委員への就任が発表された。

広報委員会からの提案

議事次第（ 2 ） の「総会の議案」で検討した。

2) 総会について

総会の日程

- ・総会の日程は休日がかつ会長が出席できる 6 月 14 日（日）で行えるように調整する。

総会の会場

- ・総会の会場は第一候補を沖縄大学として調整する。
- ・沖縄大学で不可能な場合に備えて、格安な会場などの情報があれば、事務局へ連絡する。
- ・現在の会員数（約 100 個人及び団体）と前回出席した会員数（60 個人及び団体）を考慮し、会場の大きさは 60 名程度を想定する。
- ・交流会は開催する。交流会の詳細は、パネル掲示の準備などを含め、企画委員会と運営委員会で検討する。総会と交流会の会場はなるべく近づける。

総会の費用

- ・開催費は予算で計上されている 50000 円の範囲で行う。ただし、現時点で使用できるお金が 50000 円もないため、会員からのカンパ、交流会参加費（ ¥500- ¥1,000 の範囲）の徴収などを検討する。

総会の議案

第 1 号議案 平成 20 年度の活動報告

- ・参考資料 1 の通り総会にて報告する。

第 2 号議案 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金細則

- ・次の通り修正し、総会の議案として提出する。（下線部分が修正部分）

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金等細則（案）

（目的）

第1条 この細則は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約第27条に基づく、寄付金等の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭等をいう。

(寄付金等の受け入れ)

第3条 資金調達委員会は、寄付の申請を審査し、受け入れについて適当であると認めたものについて、理事会において承認を得る。

(受け入れの制限)

第4条 次の各号に該当する場合は、寄付金等を受け入れることができない。

- (1) 寄付金等により取得した財産を無償で譲渡する場合。
- (2) 寄付金等の用途について、寄付者が会計検査を行う場合。
- (3) 寄付金等の申し込み後、寄付者がその意志により寄付金の全部又は一部を取り消すことができる場合。
- (4) 寄付金等を受け入れることにより、協議会の業務又は財政に特段の負担又は支障があると認められる場合。

(寄付金等の用途)

第5条 寄付金等は第6条の場合を除き、次の取り組みを支援するために活用する。

- (1) 協議会の運営
- (2) 総会で承認された活動計画
- (3) その他サンゴ礁の保全に関すること

(用途の指定)

第6条 寄付者は自らの寄付金等の用途を協議会の趣旨の範囲内においてあらかじめ指定できる。

- 2 協議会は、寄付者の意思を尊重し、寄付金等を指定された用途に供するよう努めなくてはならない。
- 3 やむを得ず指定された用途に供することができないことが明らかになったとき又は3年以上供することができなかつたときは、寄付者の同意を得て前条各号の用に供するものとする。ただし、相当の努力にも拘わらず、寄付者に連絡が取れない場合は、理事会への報告を経て、寄付者の同意があったものとみなす。

(管理)

第7条 運営委員会は寄付金等を、適正に管理・運用する。

- 2 寄付金等に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第8条 集められた寄付金等は、定期総会にて収支報告し、寄付者から求められた場合、別途寄付者に報告する。

- 2 資金調達委員会は、寄付の受け入れを承認したとき、その旨を協議会のホームページ、ブログ又はその他の告知媒体に掲載して報告するものとする。

る。ただし、寄付者が希望しなかったときはその限りではない。

- ・以上の寄付細則で運用するとともに、寄付を受ける場合は、寄付者に報告の必要性等をあらかじめ聞いておく。

第3号議案 規約の改正

- ・改正について、次の通り承認された。

第7条改正案

改正前	改正後
(権利の停止) 第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。	(権利の停止) 第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。 <u>2 協議会への参加の意思がないとは、総会開催の案内を送付後、総会参加の意思表示や委任状および議決権行使書の送付が2年間続けてない場合をいう。</u>

第10条改正案

改正前	改正後
(会員資格の喪失) 第10条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。 (1) 辞任 (2) 死亡、失踪の宣告 (3) 会員が属する団体若しくは法人の解散 (4) 解任	(会員資格の喪失) 第10条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。 (1) 辞任 (2) 死亡、失踪の宣告 (3) 会員が属する団体若しくは法人の解散 (4) 除名

第17条改正案

改正前	改正後
(総会の議決方法) 第17条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。 2 会員は総会において、各1票の議決権を有する。但し、前条第5号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。 3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任するこ	(総会の議決方法) 第17条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。 2 会員は総会において、各1票の議決権を有する。但し、前条第5号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。 3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任するこ

とができる。この場合、これを出席者と見なす。	とができる。この場合、これを出席者と見なす。 5 <u>総会の成立要件である会員の過半数以上とは、会員の総数から、第7条第2項で会員の権利を停止されている者を除いた会員の過半数とする。</u>
------------------------	---

第18条改正案

改正前	改正後
<p>(理事会)</p> <p>第18条 理事会は、必要に応じて開催する。</p> <p>2 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。</p> <p>3 理事会の議事は、出席した理事の5分の3以上により決する。</p> <p>4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p>	<p>(理事会)</p> <p>第18条 理事会は、必要に応じて開催する。</p> <p>2 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。</p> <p>3 理事会の議事は、出席した理事の5分の3以上により決する。</p> <p>4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>5 <u>理事会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席理事へ、理事会での決議事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。</u></p>

- ・ 会員を総会の議決権を持つ人、持たない人に分けて会員を区分し、協議会の運営に支障のない組織形態を今後検討する。

第4号議案 平成21年度活動計画について

- ・ 「猪澤理事から提案のあった活動」(サンゴ礁保全に取り組む地域住民、漁業者、観光業者、農業者、企業、学校、研究者などが行うサンゴ礁保全活動に対する表彰イベント)は、総会で承認された平成21年度活動として含まれる部分があるから、今後、具体的に何をするか等を検討する。
- ・ 協議会活動を柔軟に行えるようにするため、平成21年度活動に「その他保全活動に必要な事項」を追加し、総会の議案書の平成21年度活動を修正する。

第5号議案 平成21年度の収支予算(案)

- ・ 資料の通り修正し、総会の議案とすることが承認された。

3) その他理事会において必要と認められた事項

理事会の運営要綱

- ・次の通り修正し、総会での承認は行わない(下線部分が修正部分、二重線は要検討)

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会運営要綱	
(目的)	第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会(以下「協議会」という)規約第18条に規定する理事会の運営に必要な事項を取り決めるものとする。
(議決)	第2条 協議会規約第18条で定めた議決方法以外にメーリングリストでの議決を可能とする。 2 議決は、理事の5分の3以上の賛成をもって決定するものとする。 ただし、提示された協議事項に対し <u>あらかじめ設けられた期間</u> において回答がない場合は、賛成とみなす。 <u>あらかじめ設ける期間は最低5日とする。</u>
(理事会の議決事項)	第3条 協議会規約第19条で定めた議決事項以外に、イベント等の後援、共催等を議決することができる。
(補足)	第4条 この要綱に定めるもののほか、理事会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定めることができる。
附則	この要綱は、平成21年 月 日から施行する。

WWFJ 三井物産環境基金申請について

- ・旧事務局木村さんより WWFJ の三井物産環境基金への申請について説明があった。

その他

- ・平成21年度事業 WWFJ の事業について、平井理事より報告があった。石垣と奄美大島でアンケート調査を行い現在集計中。
- ・総会の当日(6/14)の午前中に理事会を開催するように調整する
- ・中野副会長より、「日本サンゴ礁学会を代表して協議会理事に選出されているが、辞退する予定」との申し出があった。

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印